

監事監査報告書

令和3年5月14日

学校法人 東邦学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 東邦学園

監事 長沼均彦

監事 鈴木基仁

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東邦学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき監査報告を行うため、学校法人東邦学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

なお、監査を実施するにあたり「学校法人東邦学園 監事監査規程」に準拠いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と認めた監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人東邦学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上